

# 山形県地域防災計画修正状況（平成29年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成29年11月29日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 風水害等共通対策編</b>	<b>第1編 総則</b>
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
○山形県防災基本条例について追加 ○平常時から都道府県、市町村、企業等の中で連携強化を進め、迅速、効果的な災害応急対策等を図ることを追加 ○ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化により住民等の円滑かつ安全な避難を確保	※震災編に同じ	※震災編に同じ
	<b>第2節 本県の特質と災害要因</b>	
	○活火山の説明として、「現在活発な噴気活動のある火山」を追加 ○置賜の災害の特殊性として吾妻山の噴火等により被害が発生することがあることを追加	
<b>第3章 予想される被害等の状況</b>		<b>第3章 予想される被害等の状況</b>
○海洋型地震に係る記述を削除 ※津波対策編と区別するため		○津波浸水想定結果について、想定より大きく早い津波が襲来する可能性がある記述を追加
<b>第2編 災害予防計画</b>	<b>第2章 災害予防計画</b>	<b>第2編 災害予防計画</b>
<b>第1章 地震に関する調査研究計画</b>		<b>第1章 地震・津波に関する調査研究計画</b>
○山形県津波災害対策基礎調査、海溝型地震に係る記述を削除 ※津波対策編と区別するため		○長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査に係る記述を削除 ※震災対策編と区別するため
	<b>第1節 気象等観測体制整備計画</b>	
	○山形地方気象台の観測体制について修正	
<b>第3章 防災知識の普及計画</b>	<b>第2節 防災知識の普及計画</b>	<b>第3章 防災知識の普及計画</b>
○一般住民や事業所等に対する防災知識の啓発事項として、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを追加	○一般住民に対する防災知識の啓発事項として、特別警報等や避難勧告等発令時にとるべき行動を追加 ○県、市町村が、事業所等に自衛防災体制、地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導することを追加	○一般住民や事業所等に対する防災知識の啓発事項として、浸水想定区域外でも浸水する可能性があることを追加 ※その他、震災編に同じ
<b>第4章 地域防災力強化計画</b>		
○企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用を追加		

# 山形県地域防災計画修正状況（平成 29 年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成 29 年 11 月 29 日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
<p>第 6 章 防災訓練計画</p> <p>○津波防災訓練に係る記述を削除 ※津波対策編と区別するため</p>	<p>第 5 節 防災訓練計画</p> <p>○要配慮者利用施設における避難確保計画策定と避難訓練実施について義務化することを追加 ○県、市町村が要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等を定期的に確認、必要な支援等を行うことを追加</p>	<p>第 7 章 防災訓練計画</p>
<p>第 7 章 避難体制整備計画</p> <p>○指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理することを追加 ○指定管理施設が指定避難所の場合は、指定管理者と事前に避難所運営に関する役割分担等を定めることを追加 ○市町村、各避難所の運営者が、避難所の良好な生活環境の確保のため専門家等との定期的な情報交換に努めることを追加 ○躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、市町村の全庁をあげた体制の構築について追加 ・平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込む ・当該業務を遂行するための役割を分担する 等 ○国、県が、市町村に対し避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど防災体制確保の支援を行うことを追加</p>	<p>第 6 節 避難体制整備計画</p> <p>○土砂災害に対する避難勧告の発令範囲の設定について修正 ○洪水による避難勧告等の発令基準に係る判断基準情報として、流域雨量指数の予測値を追加 ○要配慮者利用施設における避難計画策定と訓練実施について努力義務の記述を削除 ○要配慮者利用施設における自衛水防組織の設置について努力義務の記述を追加 ○県、市町村が要配慮者利用施設の計画について作成を指導、定期的に確認、必要な支援等を行うことを追加 ※その他、震災編に同じ</p>	<p>第 8 章 避難所整備計画</p> <p>○指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理することを追加 ○指定管理施設が指定避難所の場合は、指定管理者と事前に避難所運営に関する役割分担等を定めることを追加 ○市町村、各避難所の運営者が、避難所の良好な生活環境の確保のため専門家等との定期的な情報交換に努めることを追加</p>
		<p>第 9 章 避難誘導計画</p> <p>○躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、沿岸市町村の全庁をあげた体制の構築について追加 ・平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込む ・当該業務を遂行するための役割を分担する 等</p>
<p>第 10 章 医療救護体制整備計画</p> <p>○県、市町村、医療機関の非常用通信手段の確保について追加</p>	<p>第 9 節 医療救護体制整備計画</p> <p>※震災編に同じ</p>	<p>第 12 章 医療救護体制整備計画</p> <p>※震災編に同じ</p>

# 山形県地域防災計画修正状況（平成 29 年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成 29 年 11 月 29 日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
<b>第 12 章 防災用通信施設災害予防計画</b> ○県、市町村の災害時の情報通信手段の運用等の留意点について、津波災害対策編との整合をとり記述を追加 ○対災害性に優れる衛星系ネットワークについて、国、県、市町村等を通じた一体的な整備を図ることを追加 ○県、及び市町村が最新の情報通信関連技術の導入に努めることについて追加 ○活用する電気通信設備として、IP 電話、電気通信事業者が提供する伝言サービス、を追加	<b>第 10 節 防災用通信施設災害予防計画</b> ※震災編に同じ	<b>第 15 章 防災用通信施設災害予防計画</b> ○対災害性に優れる衛星系ネットワークについて、国、県、市町村等を通じた一体的な整備を図ることを追加 ○県、及び市町村が最新の情報通信関連技術の導入に努めることについて追加 ○活用する電気通信設備として、IP 電話、電気通信事業者が提供する伝言サービス、を追加
<b>第 13 章 地盤災害予防計画</b> ○県が行う山地災害危険地区の調査や周知、市町村が地域防災計画に山地災害危険地区を明記することを追加 ○県、市町村が大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めることを追加	<b>第 11 節 地盤災害予防計画</b> ○県が行う山地災害危険地区の調査や周知、市町村が地域防災計画に山地災害危険地区を明記することを追加	<b>第 13 章 津波に強いまちづくり計画</b> ○県、沿岸市町が大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めることを追加
/	/	<b>第 14 章 津波防災施設等整備計画</b> ○災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により高い安全性を確保することを追加 ○県、沿岸市町が老朽化の兆候がある指定避難所等に優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めることを追加
<b>第 16 章 建築物災害予防計画</b> ○県、市町村が老朽化の兆候がある指定避難所等に優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めることを追加 ○災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により高い安全性を確保することを追加 ○耐震診断の講習会を受講した技術者を耐震診断士として認定登録すること、講師は県が派遣することを追加	/	/
<b>第 17 章 輸送体制整備計画</b> ○県、市町村が災害発生時の緊急輸送活動のための輸送施設、輸送拠点について把握・点検することを追加 ○県、市町村と民間事業者との協力体制の構築を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に係る業務について協定を締結</li> <li>・民間事業者の輸送拠点として活用可能な施設を把握</li> </ul>	<b>第 15 節 輸送体制整備計画</b> ※震災編に同じ	<b>第 17 章 輸送体制整備計画</b> ※震災編に同じ
<b>第 18 章 第 4 節 農地・農業用施設災害予防計画</b> ○農業用ダム、ため池の防災・減災対策の記述を追加	<b>第 16 節 4 農地・農業用施設災害予防計画</b> ※震災編に同じ	/

# 山形県地域防災計画修正状況（平成29年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成29年11月29日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
第18章 第5節 電力供給施設災害予防計画 ○電力供給施設における代替性の確保、二次災害の防止について、津波災害対策編との整合をとり記述を追加	第16節 5 電力供給施設災害予防計画 ※震災編に同じ	
第18章 第6節 ガス供給施設災害予防計画 ○ガス供給施設の耐震性、代替性の確保を図ることを、津波災害対策編との整合をとり記述を追加	第16節 6 ガス供給施設災害予防計画 ○ガス供給施設の安全性、代替性の確保を図ることを、津波災害対策編との整合をとり記述を追加	
第18章 第8節 電気通信施設災害予防計画 ○電気通信施設における二次災害の防止について、津波災害対策編との整合をとり記述を追加	第16節 8 電気通信施設災害予防計画 ※震災編に同じ	
第21章 要配慮者の安全確保計画 ○市町村の避難行動要支援者名簿情報の適切な管理について追加 ○要配慮者利用施設の所有者又は管理者の非常災害に関する具体的計画の作成について追加 ○社会福祉施設等の食料等の備蓄について、最低3日間、推奨1週間分に修正 ○県、市町村が在日外国人と訪日外国人それぞれに応じた情報伝達、避難誘導體制の整備を図ることを追加	第19節 要配慮者の安全確保計画 ○市町村の避難行動要支援者名簿情報の適切な管理について追加 ○要配慮者利用施設の所有者又は管理者の非常災害に関する具体的計画の作成について追加 ○県、市町村が要配慮者利用施設の避難確保計画の確実な作成の指導、定期的な確認、支援等を行うことを追加。 ○社会福祉施設等の食料等の備蓄について、最低3日間、推奨1週間分に修正 ○県、市町村が在日外国人と訪日外国人それぞれに応じた情報伝達、避難誘導體制の整備を図ることを追加	第21章 要配慮者の安全確保計画 ※震災編に同じ
<b>第3編 災害応急計画</b>	<b>第3章 災害応急計画</b>	<b>第3編 災害応急計画</b>
第1章 活動体制関係 第1節 災害対策本部 ○災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により高い安全性を確保することを追加	第1節 1 災害対策本部 ※震災編に同じ	第1章 活動体制関係 第1節 災害対策本部 ※震災編に同じ
第1章 活動体制関係 第3節 広域応援計画 ○県、市町村が被災市町村に派遣する職員について、地域や災害の特性などを考慮して選定することを追加	第1節 3 広域応援計画 ※震災編に同じ	第1章 活動体制関係 第3節 広域応援計画 ※震災編に同じ
第1章 活動体制関係 第3節の2 被災県等への広域応援計画 ○県、市町村が被災した他県等に派遣する職員について、地域や災害の特性などを考慮して選定することを追加	第1節 3の2 被災県等への広域応援計画 ※震災編に同じ	第1章 活動体制関係 第3節の2 被災県等への広域応援計画 ※震災編に同じ
第1章 活動体制関係 第3節の3 広域避難計画 ○県、市町村、防災関係機関が、被災者へ情報提供する際に、在日外国人、訪日外国人へ配慮することについて追加	第1節 3の3 広域避難計画 ※震災編に同じ	第1章 活動体制関係 第3節の3 広域避難計画 ※震災編に同じ

# 山形県地域防災計画修正状況（平成 29 年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成 29 年 11 月 29 日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
<b>第 2 章 第 1 節 通信計画</b> ○県防災行政無線の再整備に伴い、本部と支部との間の直通回線の設定についての記述を削除 ○県、市町村等が、通信設備の電源供給停止時に東北総合通信局に移動電源車の貸与を要請することについて追加	<b>第 2 節 1 通信計画</b> ※震災編に同じ	<b>第 2 章 第 1 節 通信計画</b> ※震災編に同じ
<b>第 2 章 第 2 節 津波警報・地震情報等伝達計画</b> ○市町村が、緊急地震速報の伝達に防災行政無線など効果的、確実な伝達手段を複合的に活用することを追加 ○津波注意報において、「陸域では避難の必要がない」記述を削除 ○津波予報の発表基準を 0.2m 未満の海面変動が「継続するとき」→「予想されたとき」に修正	<b>第 2 節 2 気象情報等伝達計画</b> ○特別警報・警報・注意報等の概要等について修正 ○水位周知河川の水位到達情報の発表について追加	<b>第 2 章 第 2 節 津波警報・地震情報等伝達計画</b> ○市町村が、緊急地震速報の伝達に防災行政無線など効果的、確実な伝達手段を複合的に活用することを追加 ○津波注意報において、「陸域では避難の必要がない」記述を削除
<b>第 2 章 第 3 節 災害情報の収集・伝達計画</b> ○県が人的被害の数について広報を行う際、市町村等と密接に連携しながら適切に行うことを追加 ○国、県が、必要に応じ収集した被災現場の画像情報を国を含む防災関係機関と共有を図ることを追加	<b>第 2 節 3 災害情報の収集・伝達計画</b> ※震災編に同じ	<b>第 2 章 第 3 節 災害情報の収集・伝達計画</b> ※震災編に同じ
<b>第 3 章 避難計画</b> ○避難準備情報等名称を修正 ・「避難準備情報」→「避難準備・高齢者等避難開始」 ・「避難指示」→「避難指示（緊急）」 ○時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、県が市町村に積極的に助言することを追加 ○県が建築技術者等を派遣し、積極的に市町村の被災建築物等の応急危険度判定等の活動を支援することを追加 ○市町村が、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること等により住民の積極的な避難行動の喚起に努めることを追加	<b>第 3 節 避難計画</b> ○避難準備情報等名称を修正 ・「避難準備情報」→「避難準備・高齢者等避難開始」 ・「避難指示」→「避難指示（緊急）」 ○時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、県が市町村に積極的に助言することを追加 ○市町村が、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること等により住民の積極的な避難行動の喚起に努めることを追加	<b>第 3 章 避難計画</b> ○避難準備情報等名称を修正 ・「避難準備情報」→「避難準備・高齢者等避難開始」 ・「避難指示」→「避難指示（緊急）」 ○時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、県が市町村に積極的に助言することを追加 ○市町村が、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること等により住民の積極的な避難行動の喚起に努めることを追加
<b>第 9 章 医療救護計画</b> ○県が、DMA T の活動と並行して、また活動終了以降に、各機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、被災地の医療提供体制の確保・継続を図ることを追加	<b>第 8 節 医療救護計画</b> ※震災編に同じ	<b>第 9 章 医療救護計画</b> ※震災編に同じ



# 山形県地域防災計画修正状況（平成 29 年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成 29 年 11 月 29 日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
第 11 章 交通輸送計画 第 2 節 道路交通計画 ○港湾管理者及び漁港管理者による道路交通の応急対策について追加 ○緊急輸送道路啓開・確保において、必要に応じ災対法による道路区間の指定が必要なこと追加	第 10 節 交通輸送関係 2 道路交通計画 ※震災編に同じ	第 10 章 交通輸送計画 第 2 節 道路交通計画 ※震災編に同じ
第 14 章 第 4 節 保健衛生計画 ○県が必要に応じ被災地における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めることを追加	第 13 節 4 保健衛生計画 ※震災編に同じ	第 13 章 第 4 節 保健衛生計画 ※震災編に同じ
第 14 章 第 5 節 廃棄物処理計画 ○県、市町村が損壊家屋の解体実施時に、解体業者、産業廃棄物処理業者等と連携した解体体制を整備し、必要に応じ速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うことを追加	第 13 節 5 廃棄物処理計画 ※震災編に同じ	第 13 章 第 5 節 廃棄物処理計画 ※震災編に同じ
第 14 章 第 7 節 義援物資の受入・配分計画 ○義援物資集積配分拠点から一時集積配分拠点への輸送は県が、一時集積配分拠点から避難所への輸送は市町村が行うよう修正	第 13 節 7 義援物資の受入・配分計画 ※震災編に同じ	第 13 章 第 7 節 義援物資の受入・配分計画 ※震災編に同じ
第 14 章 第 8 節 集積配分拠点運営計画 ○（公社）山形県トラック協会等との協定締結による集積配分拠点の運営体制を強化	第 13 節 8 集積配分拠点運営計画 ※震災編に同じ	第 13 章 第 8 節 集積配分拠点運営計画 ※震災編に同じ
第 17 章 応急住宅対策計画 ○被災住宅の応急修理、建物関係障害物の除去を行う主体を市から県に修正	第 16 節 応急住宅対策計画 ※震災編に同じ	第 16 章 応急住宅対策計画 ※震災編に同じ
第 4 編 災害復旧・復興計画	第 4 章 災害復旧・復興計画	第 4 編 災害復旧・復興計画
第 1 章 民生安定化計画 ○市町村の罹災証明書の発行に係る体制の強化について追加 ○市町村が被災建築物に関する各種調査の必要性や違い等について被災者に明確に説明することを追加	第 1 節 民生安定化計画 ※震災編に同じ	第 1 章 民生安定化計画 ※震災編に同じ
	第 1 章 第 2 節 洪水予報・水防警報伝達計画 ○県が、水防法第 13 条の規定により指定した河川以外の河川についても役場等の所在地に係る河川については市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めることを追加 ○国、県が、市町村長の洪水時の避難勧告等の発令に資するよう市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めることを追加	

# 山形県地域防災計画修正状況（平成 29 年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成 29 年 11 月 29 日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
	第 3 章 火山災害対策計画 ○降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表することを追加	